

令和7年5月15日

『町営住宅の入居者募集について』

町営住宅の空き室発生に伴い入居者を募集しますので、入居を希望される方は下記の事項をご確認の上お申し込みください。

ご不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。

<募集箇所 公営住宅瑞穂団地 >

団地名	公営住宅瑞穂団地（平成18年度建設）
住所	奈井江町字奈井江町228番地2（北町4区）
募集戸数	1戸（3LDK・世帯向け・2階）
建物概要	鉄筋コンクリート造2階建て 物置、駐車スペース（1台） 電気温水器（付属）、電気クッキングヒーター（付属）、FF式石油ストーブ（入居者設置）
募集期間	令和7年5月15日から令和7年5月30日まで
申込方法	ご来庁の上担当窓口にて申込書を提出
家賃	22,600～44,400円/月（所得に応じ変動します） 共益費有
選考方法	募集戸数以上の申込みがあった場合は、抽選等により入居者を決定 （別途通知します）
入居期限	令和7年7月31日まで（予定）
注意事項	入居時には、入居請書の提出（連帯保証人2名の連署）、敷金（家賃の2か月分）の納入が必要 ペット（犬、ネコ等）の飼育・預かりは禁止
申込資格	①奈井江町に住所を有する方又は有することになる方 ②自ら居住するための住宅を必要としている方 ③世帯の方（単身では申込みできません） ④世帯全員の合計所得月額が158,000円以下の方（裁量階層に該当する場合は214,000円以下の方は申込可能です） ⑤暴力団員ではない方

<申込み・問い合わせ先>

079-0392 奈井江町字奈井江11番地
奈井江町役場建設環境課建築公住係（電話65-2116）

【入居の基準について】(奈井江町営住宅条例抜粋)

(入居者の選考)

第9条 町長は、入居申込者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超えるときは、当該入居申込者のうちから次の各号のいずれかに該当する者を選考し、入居者を決定するものとする。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀されている者
- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかなる者

2 町長は、前項第1号から第6号までに規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 町長は、第1項に規定する者のうち20歳未満の子を扶養している寡婦、高齢者、心身障害者又は引揚者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で、速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については前2項の規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

5 町長は、あらかじめ指定した老人世帯向け住宅等その他の規則で定める特定の目的のための町営住宅については、第1項に規定する者のうちから当該特定の目的に応じた要件を具備する者を選考し、当該町営住宅の入居者として決定することができる。